



平成27年 6月26日

各 位

会 社 名	株式会社ビーイング
代表者名	代表取締役社長 末広 雅洋 (コード番号 4734 JASDAQ)
問合せ先	常務取締役管理本部長 後藤 伸悟
電 話	0 5 9 - 2 2 7 - 2 9 3 2

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、会社法及び会社法施行規則の改正並びに監査等委員会設置会社への移行に合わせ、平成27年6月26日開催の取締役会において、基本方針の内容の一部改定を決議いたしましたので、下記の通り変更後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの構築に関する基本方針

当社及びグループ各社は、企業理念の実践を通じて社会に貢献いたします。また、社会からの信頼を得ることの重要性を認識し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行いたします。そのために、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下の通り定めております。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社及びグループ各社の経営トップは、企業理念を全従業員に繰り返し伝えとともに、理念に基づく遵法精神があらゆる企業活動の前提であることを徹底する。
 - ② 当社及びグループ各社は、いわゆる反社会的勢力は断固として排除・遮断することとし、当社管理本部が警察等外部の専門機関と連携し、その体制を構築・整備する。
 - ③ 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、当社内部監査部門が、コンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施する。
 - ④ コンプライアンス体制を充実するため、直接従業員から通報相談を受付けるホットラインを設け、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規定を制定し、適切に保存・管理する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社及びグループ各社は、事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメント・サイクルのなかでリスクの統制を行う。
 - ② 当社及びグループ各社の取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社及びグループ各社は、経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを

軸とした計画・実施・統制評価のマネジメント・サイクルを展開する。

- ② 当社取締役会は、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、必要に応じて業務執行の一部を取締役に委任する。委任を受けた取締役は、重要な業務執行について、取締役会に報告する。
- ③ 当社及びグループ各社は、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適切な意思決定、効率的な業務執行を行う。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社から当社グループ各社に対して、取締役を派遣し、業務の適正を監督・監視するとともに、定期的に当社取締役とグループ各社の代表取締役社長による連絡会議を開催し、経営方針の統一、その他重要情報の共有を図る。
- ② 当社管理本部を当社グループ各社を管理・指導する主管部署とし、関係部門から当社グループ各社に対し、業務の適正を確保するための体制整備に関する支援を行う。
- ③ 当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部統制システムが適切に整備・運用されているか定期的に監査を行い、必要に応じて当社グループ各社に対して改善の指導・勧告を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員会は、必要に応じ内部監査部門に職務の補助を要請することができる。
- ② 取締役は、監査等委員会から要請があった場合、その職務内容に応じて監査等委員会を適切に補助できる資質を持った役職員を配置する。
- ③ 内部監査部門及び監査等委員会の職務を補助する従業員の人事異動・人事評価等については、監査等委員会と事前に協議する。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、すみやかに監査等委員会に報告するものとする。また、当社グループ各社の取締役及び従業員は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、当社グループ各社の監査役または当社管理本部長にすみやかに報告するものとし、報告を受けた監査役または当社管理本部長は、監査等委員会に報告するものとする。
- ② 業務執行に関する情報連携の充実を図るため、常勤の監査等委員を置くこととし、常勤監査等委員は、法令の定めによるもののほか、重要な会議及び経営トップ層が情報共有するミーティングへの出席等により、重要な情報を連携する。
- ③ 監査等委員は主要な決裁書類、その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員に対し、その説明を求めることができる。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を実施する。
- ② 監査等委員会は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
- ③ 監査等委員会は、当社グループ各社の監査役と連携し、企業集団における適正な監査を実施する。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、弁護士等の外部専門家に相談することができるものとし、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

以上